

# ひとり親家庭等に対する各種支援

令和3年4月現在

北見市では、ひとり親家庭等の皆さんに、より豊かな生活を送っていただくために、子育て支援や各種相談など、様々な施策を行っています。（詳細は各担当課へお問い合わせください）

## 相談に関すること

### ○家庭・養育相談

家庭内での子どもの養育、親子・家庭関係、子どもの心身発達などの相談のほか、児童虐待に関する相談等を受け付けています。

【問い合わせ先】子ども未来部子ども支援課 TEL25-1137

### ○ひとり親相談

母子家庭・父子家庭等のひとり親家庭等が抱える悩み、就労支援など自立支援に関する相談等を受け付けています。

【問い合わせ先】子ども未来部子ども支援課 TEL25-1137

### ○青少年相談センター

友だちや学校のこと、家庭のことで悩んでいる青少年や保護者の方からの相談等を受け付けています。

【問い合わせ先】子ども未来部青少年課内  
TEL33-3306



### ○むつみ会ひとり親等自立支援センター

子育てと仕事の両立が図れるよう、日常生活の相談や就労相談等を受け付けています。

【問い合わせ先】北見睦会 TEL23-4195  
子ども未来部子ども支援課 TEL25-1137

### ○スクールカウンセラー

スクールカウンセラーを配置し、学校心理士の有資格者、子ども達の悩み等心の成長について専門的な知識、経験を持つ者が相談に応じています。

【問い合わせ先】学校教育部指導室 TEL33-1749

### ○スクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉士の有資格者が、児童・生徒が置かれている様々な環境に対し、効果的な働き掛けを行い関係機関等との連携を図り、児童・生徒が抱える課題の解決を図ります。

【問い合わせ先】学校教育部指導室 TEL33-1749

### ○乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

生後4ヵ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を、保健師または女性主任児童委員が訪問し、子育て情報の提供をするとともに子育ての悩みや心配ごとの相談に応じます。

【問い合わせ先】保健福祉部健康推進課 TEL23-8101

## 保育・放課後・障がいサービスに関すること

### ○一時的な子どもの預け先

急な用事や短期のパートタイム就労等、家庭で一時的に保育が困難となった場合に預かりを行う事業（一時預かり事業（一般型））や子どもの預かりの援助を受けたい方と子どもの預かりの援助を行いたい方との援助活動の連絡及び調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て中の保護者の方の育児負担軽減と心身のリフレッシュのために利用できる事業（子育てママさんリフレッシュ事業※）を実施しています。

【問い合わせ先】子ども未来部保育課 TEL25-1625  
※子ども未来部保育施設課 TEL33-3242

### ○入園施設等で利用できる事業

保育標準時間（7:30～18:30）後に30分又は、1時間の延長保育を行う事業（延長保育事業）や日曜日・祝日等に保育を行う事業（休日保育事業）、病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に専用の保育室で一時的に保育を行う事業（病児保育事業（病後児対応型））等を実施しています。

【問い合わせ先】子ども未来部保育課 TEL25-1625

### ○ひとり親家庭等に対する教育・保育施設等の利用調整

教育・保育施設等への利用を希望する児童の家庭状況、就労状況等により優先順位をつけ利用調整を行います。（ひとり親家庭、生活保護世帯であり、かつ、就労支援につながる場合、虐待やDV等で社会的養護が必要である場合等）

【問い合わせ先】子ども未来部保育課 TEL25-1625

### ○病児保育事業（病児対応型）

病気の回復期に至っておらず、集団保育や家庭での保育が困難な場合に専用の保育室で一時的に保育を行う事業です。

【問い合わせ先】中央保育園病児保育室こあら TEL33-1157  
秋山こどもクリニック病児保育室すくすく  
TEL66-2277  
子ども未来部保育施設課 TEL33-3242

### ○子育て相談センター

子育て相談センターは、0歳から就学前のお子さんと保護者の方が一緒に利用できる施設です。専任の保育士が子育て相談や発達を促す遊びのヒント、またミニ講座や交流事業をとおして、様々な情報を提供し子育てを応援します。

【問い合わせ先】子ども未来部保育施設課 TEL33-3242

### ○夜間託児事業

北見睦会では、ひとり親家庭等で、夜間の就労時間帯の保育に欠ける幼児を託児することで、幼児の安全とひとり親家庭等の就労を支援しています。

【問い合わせ先】北見睦会 夜間託児所 TEL23-3581（代）  
子ども未来部子ども支援課 TEL25-1137

### ○放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が仕事等で留守家庭となる児童を主な対象とし、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を設けた児童館などを利用して、その健全な育成を図ります。

【問い合わせ先】子ども未来部青少年課 TEL33-1846



### ○放課後子ども教室事業

郊外地域での放課後対策として、児童の安全・安心な活動拠点を設け、学習・スポーツ・文化活動を通して、児童の健全育成を図ります。（上仁頃・若松・豊地小学校児童対象）

【問い合わせ先】子ども未来部青少年課 TEL33-1846

### ○児童発達支援、放課後等デイサービス

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力向上のために、必要な訓練、集団生活への適応訓練のほか必要な支援を行います。

【問い合わせ先】保健福祉部障がい福祉課 TEL25-1136

### ○障害者手帳制度

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得することにより、福祉サービスや支援が受けやすくなります。

【問い合わせ先】保健福祉部障がい福祉課 TEL25-1136

## 学習に関すること

### ○北見市学習支援事業（えぞりす）

生活保護受給世帯、就学援助受給世帯及び生活困窮者自立支援法による支援対象世帯に属する児童・生徒を対象に、放課後の学習支援を実施しています。

【問い合わせ先】NPO法人ワークフェア TEL57-3136  
保健福祉部保護課 TEL25-1135



### ○母子父子家庭児童健全育成事業（どよう塾）

ひとり親家庭の児童・生徒を対象に、月2回学習支援を実施しています。

【問い合わせ先】北見母子会 TEL23-3581または23-4195  
子ども未来部子ども支援課 TEL25-1137



## ○就学援助（準要保護）

経済的な理由により、学用品費や給食費等の負担が困難な家庭に対して、一定の援助を行います。

【問い合わせ先】 学校教育課  
Tel 33-1748



## ○奨学金制度

経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。（ただし、一定条件を備え、奨学生に選考された方に限る。）

【問い合わせ先】 学校教育課 Tel 33-1748

## 生活に関すること

### ○居宅介護（ホームヘルプサービス）

障がいのある方の入浴、排せつまたは食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービスを行います。

【問い合わせ先】 保健福祉部障がい福祉課 Tel 25-1136

### ○ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動や病気・出産・冠婚葬祭などの理由により一時的に日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して身の周りの世話をします。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## 保護者の就業に関すること

### ○自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援するため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合、その経費の一部を支給します。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

### ○高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活や入学時の負担軽減のために給付金を支給します。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## 手当・助成に関すること

### ○入院助産制度

出産で母体保護の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することができない方に、入院・出産に必要な費用の一部を助成します。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課  
Tel 25-1137



## ○子ども医療費助成事業

乳児から中学校卒業までの子どもが、病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。

【問い合わせ先】 保健福祉部国保医療課  
Tel 25-1130



## ○ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭等のひとり親家庭等の方が、病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。

【問い合わせ先】 保健福祉部国保医療課 Tel 25-1130

## ○児童手当

中学生以下の児童を監護している父母等に手当を支給します。

支給額は、子どもの年齢・人数・保護者の所得によって異なります。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## ○児童扶養手当

父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭（ひとり親家庭等）に手当を支給します。

支給額は子どもの人数、保護者等の所得によって異なります。（所得制限があります。）

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## ○特別児童扶養手当

精神または身体に重度又は中度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護する父母等に手当を支給します。

支給額は、子どもの障がいの程度、保護者等の所得によって異なります。（所得制限があります。）

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## ○障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の方へ、手当を支給します。

【問い合わせ先】 保健福祉部障がい福祉課 Tel 25-1136

## ○児童福祉施設等入所児面会旅費助成制度

道内で北見市以外の児童福祉施設・盲学校・ろう学校・養護学校に入所入所している児童（満20歳まで）に、家族が面会するために要する交通費を助成します。（月1回・保護者1名分）

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## ○おさんこ・子育て特典制度

妊娠中もしくは小学生以下の子どもがいる世帯が、子どもと同伴で買い物や施設等の利用の際に特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けることができる北海道の制度です。

北見市では母子手帳交付時の他、下記の窓口でもカードを配布しております。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137

## 貸付けに関すること

### ○北見市大学生奨学資金貸付

市内の大学（北見工業大学または日本赤十字北海道看護大学）に在学し、経済的な理由により修学することが困難な方に、金融機関を通じて無利息で奨学資金の貸付けを行います。

【問い合わせ先】 企画財政部企画政策課 Tel 25-1103

### ○北見市入学準備金貸付

大学等に入学する方の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に金融機関を通じて資金の貸付けを行います。

【問い合わせ先】 学校教育課 Tel 33-1748

### ○母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、世帯の様々な状況に応じて貸付けを行う北海道の事業です。主な資金の種類は、以下①～⑦のとおりです。

#### ① 就学支度資金

就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金。

#### ② 修学資金

高等学校や大学、高等専門学校、専修学校、大学院等に就学させるための授業料、教科書代、交通費などの必要な資金。



#### ③ 修業資金

ひとり親家庭の児童が就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金。

#### ④ 技能習得資金

就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金。

#### ⑤ 生活資金

知識技能を習得している間、医療や介護を受けている間、ひとり親家庭になったばかりで生活が安定するまでの間などに必要な資金。

#### ⑥ 転宅資金

転居（引っ越し）に必要な資金（敷金、礼金、前家賃、運送料）。



#### ⑦ 就職支度資金

就職準備に直接必要な被服や通勤用自動車等を購入する資金。

【問い合わせ先】 子ども未来部子ども支援課 Tel 25-1137